

「違法放置等物件解消作業業務委託」の受託候補者選定に係る公募型プロポーザル実施要項

「違法放置等物件解消作業業務委託」に係る業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、下記のとおり企画提案を募集する。

記

1 業務名称

違法放置等物件解消作業業務委託

2 業務内容

本業務の内容は、仕様書（概要版）（別紙１）に示すとおり。

なお、詳細は、担当課に参加検討表明書（別紙２）を提出のうえ、説明を受けること。

3 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和７年３月２８日（金）まで

ただし、作業は令和７年３月７日（金）までに行うものとする。

4 応募資格

(1) 参加要件

次のアからオを満たす者であること。

なお、共同事業体で応募する際は、全ての構成法人が次のア及びイを満たし、かつ代表となる法人がウ及びエを満たすことで応募資格を有することとする。

ア 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者（京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあっても、京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項各号に掲げる資格を有するとみなせる場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第２条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならぬ。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き１年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税及び地方消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

イ 参加申込書提出期限の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けていないこと。

ウ 過去5年間に、元請負として、国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注業務で、大型資材や大型重機等をトレーラーで運搬・回送する業務を履行した実績があること。

エ 3か月以上の直接の雇用関係があり、過去5年間に、国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注業務で、大型資材や大型重機等をトレーラーで運搬・回送する業務を履行した実績を有する統括責任者を配置できること。

なお、統括責任者は本業務を統括するものとし、業務完了まで特別な事情がない限り変更は認めない。

オ 違法放置等物件の占有・管理者等又は関係者でないこと。また、業務の一部を下請けに再委託する場合、下請けの事業者及びその事業者の役員及び社員等の中に、違法放置等物件の占有・管理者等又は関係者がいないこと。

(2) 失格事項

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外する。

ア 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

イ 提出書類に虚偽の記載があったと認められる場合

ウ その他不正行為があったと認められる場合

5 本業務の委託費用

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 参加申込及び提出書類

(1) 参加申込方法

(2)の募集期間内に、(3)に記載する提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより「11問合せ及び提出先」へ送付すること。

※ 原則として全ての書類を1つのPDFファイルに集約すること。

ただし、PDFファイルの容量が9MBを超える場合、本市の電子メールの受信容量を超えるため、分割して送付すること。

なお、プロバイダーによっては、迷惑メールとして処理されるケースがあるため、メール送付後は担当者へ電話等で連絡をすること。

(2) 募集期間

令和6年12月6日（金）から令和7年1月10日（金）（必着）

受付は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前9時～午後5時までとする。

〔 参加をする場合は、まず、令和6年12月6日（金曜日）～同年12月13日（金曜日）の期間中に、参加検討表明書の提出を済ませること。 〕

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 法人の概要（様式2）

- ・ 本店又は支店の所在地が京都市内である場合は、所在地を証明する会社・法人の登記事項証明書等（提案書提出日の3か月以内のもの）を提出すること。

ウ 業務実績調書（様式3）

- ・ 4(1)ウの業務実績を記載し、過去5年間の実績が複数ある場合は内容等が本業務に類似していると思われるものから最大3件までを記載すること。
- ・ 記載した業務実績を証する書類（契約書及び仕様書等）の写しを添付すること（契約書については、件名、契約年月日並びに発注者及び受託者双方の押印された署名欄を含む部分の写しのみ）。

エ 業務実施体制（様式4）

- ・ 統括責任者について、4(1)ウ、エの業務実績を記載し、実績が複数ある場合は内容等が本業務に類似していると思われるものから最大3件までを記載すること。
- ・ 統括責任者について、記載した業務実績を証する書類（契約書及び仕様書等）の写しを添付すること（契約書については、件名、契約年月日並びに発注者及び受託者双方の押印された署名欄を含む部分の写しのみ。様式3と同様の場合は省略可）。

オ 提案書

- ・ 担当課から提示する「仕様書」に基づき、業務の内容について、具体的に提案すること。
- ・ 提案書の形式は自由とするが、担当課から提示する「評価表」に基づき採点するので、それぞれの評価項目に沿った提案書とすること。

カ 見積書（様式5）

- ・ 担当課から提示する指定様式による見積書内訳（様式5-1～2）を別に添付すること。
- ・ 作業の実施に当たっては、一般交通の安全を確保しつつ、適法な手段でもって、最短の延べ作業日数となるよう、各作業日の違法放置等物件の運搬・搬入台数、作業方法及び作業手順を検討し、様式5-1に示された組合せ及び単価で実施すること。

7 質疑受付

質問がある場合は、質問票（様式6）に記入のうえ、電子メールにより「11 問合せ及び提出

先」へ提出すること。質問票の受理後に、受理確認の電子メールを返信する。受け付けた質問及び回答は、質問者を伏せて、参加検討表明書を提出された全事業者に電子メールで送付する。

なお、月曜日から金曜日（祝日除く。）の午前9時から午後5時まで以外は、受理確認ができない。

8 事業者選定

(1) 選定方法

応募事業者から提出された提案書等の書類の内容について、(2)評価基準に基づき審査を行い、受託候補者及び次点者を選定する。受託候補者に選定された者が応募資格を満たしていないことが判明した場合や、本市との詳細協議の結果、契約締結に至らなかった場合、又は自ら辞退した場合等については、次点者を受託候補者とする。

また、応募事業者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとする。

なお、合計点が60点を下回る場合は、受託候補者として選定しない。

(2) 評価基準

担当課から提示する「評価表」による。

(3) ヒアリング審査

審査は、提出書類に基づく書類審査を原則とするが、必要に応じて応募事業者に提出書類の内容についての説明を求める場合がある。その際には、審査委員によるヒアリング審査（面接等）を行う。ヒアリング審査を行う場合には、別途、各応募事業者に通知する。

【審査委員】（4名）

建設局都市整備部長

建設局市街地整備課長

建設局南部区画整理事務所長

建設局南部区画整理事務所担当課長

(4) 選定結果の通知

選定結果については、応募事業者全員に電子メール等により通知するとともに、各応募事業者の名称及び評価結果を本市公式ウェブサイト「京都市情報館」に公表する。

なお、審査結果についての異議申立てや質問は受け付けない。

(5) 審査後の手続

選定された受託候補者は、提出書類に基づき、契約内容の詳細及び金額について本市と協議し、合意に達した場合に契約する。

なお、次の場合には、受託候補者としての決定を取り消すので注意すること。

ア 正当な理由なく、本市が指定する期日までに契約手続に応じない場合

イ 受託候補者が、資金状況の変化等により業務の実施ができない状態と本市が判断した場合

ウ 受託候補者が、選定結果の通知の日から契約締結日までの間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止処分及びそれに類する処分を受けた場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

9 スケジュール

今後の予定は以下のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

内 容	日 程
募集開始	令和6年12月6日（金曜日）
参加検討表明書提出締切り	令和6年12月13日（金曜日）※
質疑受付締切り	令和6年12月13日（金曜日）※
質疑回答 （別紙2提出事業者のみ）	～令和6年12月19日（木曜日）
参加申込及び提出書類締切り	令和7年1月10日（金曜日）※
審査（書類及び必要に応じてヒアリング）	令和7年1月中旬
審査結果通知	令和7年1月下旬

※ 受付は、月曜日～金曜日（祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

10 応募に関する留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、応募事業者負担とする。
- (2) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (4) 提出書類の差替え及び再提出は、認めない。
- (5) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、個人情報・法人の営業に関する事項等を除き、原則公開となる。
- (6) 提出書類の著作権は応募事業者に帰属する。ただし、本市は、受託候補者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用するができるものとする。

11 問合せ及び提出先

京都市建設局南部区画整理事務所 担当：橋本

〒612-8439 京都市伏見区深草五反田町112

TEL：075-643-0088 FAX：075-643-0089

電子メール：nanbukukaku@city.kyoto.lg.jp